

2011年5月13日 全8頁

東日本大震災の税制特例措置（個人関連）

資本市場調査部 制度調査課
鳥毛 拓馬

雑損控除の2010年分での適用・繰越期間の延長、寄附金控除の拡充

[要約]

- 2011年4月27日に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」及び「地方税法の一部を改正する法律」（以下、震災特例法）が成立し、同日施行された。
- 震災特例法は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため成立したものである。
- 個人に関する税制措置としては、震災により住宅、家財などについて生じた損失額を2010年分の所得税で雑損控除の対象とすることができることとされた。地方税においては、津波の被害を受けた土地・家屋に係る2011年度分の固定資産税の免除や代替自動車の取得に係る自動車取得税等の非課税等が盛り込まれた。

1. 所得税・住民税関係

(1) 雑損控除の特例等

◆雑損控除

- 震災により、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、所得税法の雑損控除、災害減免法による軽減免除による方法のいずれか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部または一部を軽減することができる。
- 雑損控除とは、災害などにより、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができる制度である。
- 雑損控除の対象になる資産などの要件は以下のとおりである。

図表1 雑損控除の概要

資産の所有者	○納税者、 あるいは、 ○納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が38万円以下の者。
対象資産	○生活に通常必要な住宅、家具、衣類など ○事業用の資産や別荘、書画、骨とう、貴金属等で1個または1組の価額が30万円を超えるものは対象外

控除できる金額	<p>次の二つのうちいずれか多い方の金額。</p> <p>(1) (差引損失額) - (総所得金額等) × 10%</p> <p>(2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5 万円</p> <p>※損失額がその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(原則 3 年間、震災特例法により 5 年間)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができる。雑損控除は他の所得控除に先だって控除することとなっている。</p>
差引損失額の計算	<p>差引損失額 = <u>損害金額(※1) + 災害関連支出の金額(※2) - 保険金などにより補填される金額(※3)</u></p> <p>※1 損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額</p> <p>※2 災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額など</p> <p>※3 災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額</p>

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 雑損控除を受けるためには、確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示する。
- 給与所得がある場合には、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)を申告書に添付する。
- 今般の震災により住宅、家財などについて生じた損失額について、被災者が所得税の減免の適用を受けるためには、2011 年分の所得税の確定申告において対応することになるが、特例により、**2010 年分の総所得金額等から雑損控除として控除できるように選択**することができるとともに、控除しきれない損失額についての繰越期間が **5 年**になる(所得税: 3 年)。
- 住民税については、2010 年に生じた損失の金額として 2011 年度以後の年度分について控除を適用することができる。

◆災害減免法

- 災害により住宅や家財に損害を受けたときは、災害減免法により所得税が軽減免除される。
- 災害のあった年分の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合で、災害により受けた損害額が住宅または家財の 2 分の 1 以上で、かつ、雑損控除の適用を受けない場合は、所得金額に応じて所得税額が軽減免除される。
- 具体的には、合計所得金額が 500 万円以下の場合は所得税の全額が免除される。合計所得金額が 500 万円を超え 750 万円以下の場合は所得税額の 2 分の 1 が、合計所得金額が 750 万円を超え 1,000 万円以下の場合は所得税額の 4 分の 1 が、軽減される。
- 住宅または家財とは、自己またはその者と生計を一にする配偶者その他の親族で、その年分の合計所得金額が基礎控除額以下である者が所有する常時起居する住宅または日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいう。雑損控除の場合には、棚卸資産等特定の資産を除く一切の資産が対象となる一方で、**災害減免法の場合には、住宅、家財に限られる。**
- 別荘や貴金属類、書画、骨とう、美術工芸品等で 1 個または 1 組の価格が 30 万円を超えるものは対象外となるのは雑損控除と同様である。
- 給与所得者が災害減免法により源泉所得税の徴収猶予または還付を受けた場合は年末調整されないで、確定申告により所得税を精算する。

- 災害減免法の適用を受けるためには、確定申告書に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、原則として確定申告期限内に、納税地の所轄税務署長に提出することが必要である。
- 今般の特例では、災害減免法による所得税の免税措置についても、震災の被害を2010年に受けたものとして、**2010年分の所得税で適用**することができる。

(2) 被災事業用資産の損失の特例

- 事業所得者等が保有する棚卸資産、事業用資産等について、震災により損失が生じた場合（以下、被災事業用資産の損失）、その損失額を2010年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができる。
- また、青色申告者については、被災事業用資産以外の損失を含めて、2010年分所得で純損失が生じた場合には、2009年分所得への繰戻し還付ができる。
- さらに、被災事業用資産を所有する場合で、**2011年**において生じた純損失の金額のうち、次表のもの繰越期間が5年間とされた。

図表 2 被災事業用資産の損失の特例

①保有資産に占める被災事業用資産の割合が10%以上である場合	○青色申告者 2011年分の純損失の金額
	○白色申告者（青色申告者以外の申告者） →2011年分の純損失の金額のうち、次の金額の合計額に達するまでの金額 (a) 変動所得（※）の計算上生じた損失の金額 (b) 被災事業用資産の損失の金額
②①以外の場合	→被災事業用資産の損失による純損失の金額

（※）事業所得や雑所得のうち、漁獲やのりの採取による所得、はまちやまだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝の養殖による所得、印税や原稿料、作曲料などによる所得。

（出所）大和総研資本市場調査部作成

- 被災事業用資産の損失額を**2010年分**の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入し、**2010年**において震災による損失の金額が生じたものとした場合、その被災による純損失金額についても、繰越期間が5年間（2015年まで）とされた。被災事業用資産の損失を2010年分の必要経費に算入した場合の繰越期間は図表3のとおりである。

図表 3 被災事業用資産の損失を 2010 年分の必要経費に算入した場合の繰越期間

①保有資産に占める被災事業用資産の割合が 10%以上である場合	2010 年分の被災による純損失(2010 年分の必要経費に算入したもの)	5 年(2015 年まで)
	2010 年分の被災による純損失以外の純損失	3 年(2013 年まで)
	○青色申告者 2011 年分の純損失(2010 年分の必要経費に算入したものを除く) ○白色申告者(青色申告者以外の申告者) →2011 年分の純損失の金額のうち、次の金額の合計額に達するまでの金額 (a)変動所得の計算上生じた損失の金額 (b)被災事業用資産の損失の金額(2010 年分の必要経費に算入したものを除く)	5 年(2016 年まで)
②①以外の場合	2010 年分の被災による純損失	5 年(2015 年まで)
	2010 年分の被災による純損失以外の純損失	3 年(2013 年まで)
	2011 年分の被災による純損失(2010 年分の必要経費に算入したものを除く)	5 年(2016 年まで)
	2011 年分の被災による純損失以外の純損失	3 年(2013 年まで)

(出所)大和総研資本市場調査部作成

(3) 住宅ローン減税、財形住宅・年金貯蓄

- 住宅ローン減税の適用を受けていた住宅が震災により居住できなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅ローン減税が適用される。
- 勤労者が、震災により被害を受けたことにより、2011 年 3 月 11 日から 2012 年 3 月 10 日までの間に、財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄の目的外払出しを行う場合、その貯蓄の利子等に対する遡及課税等は行われなかった。

(4) 震災関連寄附に係る所得税の寄附金控除の拡充

- 個人が、2011 年 3 月 11 日から 2013 年 12 月 31 日までの間に支出した震災関連寄附金(国または震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金など)について、次の措置が講じられた。

- ①震災関連寄附金に対する寄附金控除についての控除対象限度額を、総所得金額等の 80%相当額とする(所得税: 40%)。
- ②認定特定非営利活動法人(認定 NPO 法人)及び共同募金会連合会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて、その寄附金の額が 2,000 円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える額の 40%相当額(所得税額の 25%相当額を限度)をその年分の所得税額から控除できる。

2. 相続税・贈与税

(1) 特定土地等・特定株式等を取得した場合の申告期限延長

○相続人等が、次の特定土地等・特定株式等の特例の適用を受けることができる場合、その相続人等の全員の申告書の提出期限が、2012年1月11日まで延長された。贈与税についても、2010年中に贈与により財産を取得し、次の(2)特定土地等・特定株式等の特例を受けることができる場合には、同様に申告書の提出期限が延長された。

(2) 特定土地等・特定株式等の課税価格の特例

○2010年5月11日（贈与については、2010年1月1日）から2011年3月10日までの間に相続、贈与により取得した特定土地等または特定株式等（2011年3月11日において所有していたものに限られる）の価額は、その取得時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができる。震災後を基準とした価額の具体的な計算方法等は、国税庁ホームページ等で公表される予定になっている。

(3) 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る入居要件等の特例

○直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（以下、贈与税に係る住宅特例）について、次の措置が講じられた。

- 2010年1月1日から2011年3月10日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築、取得または増改築等（以下、新築等）をした者が、震災により特例の対象となる住宅が損壊し通常の修繕によっては原状回復が困難となったため入居できなくなった場合には、入居要件（※）が免除される。
- 2010年1月1日から同年12月31日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けた者が、住宅用家屋の新築等をし、震災により特例の対象となる住宅の修繕が必要となるなど2011年12月31日までに入居できなくなった場合には、入居期限が2012年12月31日まで1年間延長される。
- 2011年1月1日から同年3月10日までの間に贈与により金銭を取得した者が、その金銭を対価に充てて住宅用の家屋の新築等をする場合において、震災により特例の対象となる住宅を2012年3月15日までに新築等できなくなった場合には、新築等の期限が2013年3月15日まで1年間延長される。

（※）贈与の年の翌年3月15日までに住宅用家屋の新築、取得または増改築等（以下、新築等）し、同年12月31日までにその住宅用家屋に入居すること

3. 登録免許税

(1) 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除

○震災により住宅や工場などの建物に被害を受けた場合、滅失した建物に代わるものとして取得をした建物の所有権の保存・移転の登記またはその建物の敷地の用に供する土地の所有権（地上権・賃借権）の移転（設定）の登記で、2011年4月28日から2021年3月31日までの間に受けるものについては、登

録免許税が免除される。免税されるためには、登記の申請書に、り災証明書などを添付しなければならない。

○また、この免税を受ける土地・建物の取得のための資金の貸付けが行われる場合における抵当権の設定の登記についても、右記の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税が免除される。

(2) 被災した船舶等の再建造等に係る登録免許税の免除

○震災により船舶等に被害を受けた場合、滅失した船舶等に代わるものとして取得をした船舶の所有権の保存・移転の登記または航空機の新規・移転登録で、2011年4月28日から2021年3月31日までの間に受けるものについては、登録免許税が免除される。免税されるためには、登記・登録の申請書に、被災証明書類を添付しなければならない。

○また、免税を受ける船舶等の取得のための資金の貸付けが行われる場合における抵当権の設定の登記・登録についても、右記の登記・登録と同時に受けるものに限り、登録免許税が免除される。

4. 印紙税

○被災者が、次のいずれかに該当する場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書または請負に関する契約書（建設業法に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、2011年3月11日から2021年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税が課されないことになった。

- ・震災により滅失・損壊した建物(以下、滅失等建物)が所在した土地を譲渡する場合
- ・震災により損壊した建物(以下、損壊建物)を譲渡する場合
- ・滅失等建物に代わるもの(以下、代替建物)の敷地の用に供する土地を取得する場合
- ・代替建物を取得する場合
- ・代替建物を新築する場合
- ・損壊建物を修繕する場合

5. 不動産取得税

○震災により滅失、損壊した家屋（以下、被災家屋）の所有者等が、その被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下、代替家屋）を2021年3月31日までに取得した場合、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例が講じられた。

○また、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下、従前の土地）の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地でその従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地を2021年3月31日までに取得した場合、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例が講じられた。

6. 自動車取得税、自動車税、自動車重量税

○津波被害等により、多くの自動車が被災したため、地域の生活必需品である自動車の買換えが必要となる。

- このため、震災により滅失、損壊した自動車（以下、被災自動車）の所有者等が、その被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下、代替自動車）を取得した場合、その取得が 2011 年 3 月 11 日から 2014 年 3 月 31 までに行われたときに限り、その代替自動車の取得に対しては、**自動車取得税**が課されないことになった。
- また、その自動車に係る 2011 年度から 2013 年度までの各年度分の**自動車税・軽自動車税**も課されないことになった。
- さらに、2013 年 3 月 31 までの間、被災自動車の所有者に車検残存期間に応じた自動車重量税に相当する金額を還付する措置が講じられた。
- 被災自動車の使用者が、2011 年 3 月 11 日から 2014 年 4 月 30 日までの間に検査自動車を取得し自動車検査証の交付等（2011 年 3 月 11 日以降最初に受けるものに限られる）を受ける場合には、自動車重量税が免除される。

図表 4 自動車取得税、自動車税、自動車重量税の特例措置

税目		賦課期日	被災自動車	代替取得する自動車
国税	自動車重量税	車検時	未使用分を還付(※)	免税(※)
地方税	自動車取得税	取得時	—	免税
	自動車税	毎年 4 月 1 日	(車両登録されていても非課税)(※)	免税(※)

(※)被災自動車、代替取得する自動車ともに適用が受けられる。

(出所)法令等をもとに大和総研資本市場調査部作成

7. 固定資産税、都市計画税

(1) 津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に係る 2011 年度分の課税免除

- 震災による津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失若しくは損壊した区域または津波による浸水、土砂の流入等により区域の全部若しくは大部分の土地について従前の使用ができなくなった区域として、市町村長が指定して公示された区域内に所在する土地及びその区域内に 2011 年 1 月 1 日に所在した家屋について、2011 年度分の固定資産税及び都市計画税を免除する措置が講じられた。

(2) 被災住宅用地の特例

- 震災により滅失、損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で 2011 年度分の固定資産税について住宅用地特例の適用を受けたもの（以下、被災住宅用地）のうち、家屋、構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、市町村長が認める場合には、2012 年度から 2021 年度分までの固定資産税及び都市計画税について、その土地を住宅用地とみなす措置が講じられた。

(3) 被災住宅用地に代わるものとして取得した土地に対する特例

- 被災住宅用地の所有者等が、その被災住宅用地に代わる土地を、2011 年 3 月 11 日から 2021 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、その取得された土地のうちその被災住宅用地の面積に相当する土地に対して課される固定資産税及び都市計画税について、取得後 3 年度分はその土地を住宅用地とみなす措置が講じられた。

(4) 被災した家屋に代わるものとして取得、改築した家屋に対する特例

○震災により滅失、損壊した家屋の所有者等が、その家屋に代わる家屋を、2011年3月11日から2021年3月31日までの間に取得、改築した場合には、その取得、改築した家屋に対して課される固定資産税及び都市計画税について、その滅失、損壊した家屋の床面積相当分を対象に、取得、改築後4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1を減額する措置が講じられた。

(5) 被災した償却資産に代わるものとして取得、改良した償却資産に対する特例

○震災により滅失、損壊した償却資産の所有者等が、その償却資産に代わる償却資産を、2011年3月11日から2016年3月31日までの間に、一定の被災地域内において取得、改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準をその価格の2分の1とする措置が講じられた。

【重要な注意事項】

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引によりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会

【重要な注意事項】

広告等審査済

広告等における表示事項

(金融商品取引法第 37 条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社とお取引いただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

- お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料(注)をいただきます。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいただかないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、非居住者のお客様につきましては、有価証券をお預かりする場合には、最大で1年間に2百万円(税込)の常任代理人手数料をいただく場合があります。
- デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります。
- 金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあります。また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。
- 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

(注) 売買手数料の額は、その時々々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、実際のお取引にあたっては、必ず契約締結前交付書面等をよくお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。

商号等 : 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 109 号
加入協会 : 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
社団法人日本証券投資顧問業協会